

公告 第811号  
令和6年2月14日

宛)古河電工健保適用事業所 担当部門長  
FBL人事総務センター長  
写)健保担当者各位

古河電工健康保険組合  
理事長 關 俊也



健康保険法第47条の規定による  
被保険者に係る平均標準報酬について

標記について、法第47条による任意継続被保険者の平均標準報酬及び適用期間について、  
下記の通り公告いたします。

記

令和5年9月30日現在	
平均標準報酬月額	421,574円
標準報酬	410,000円
適用期間	(自)令和6年4月1日 (至)令和7年3月31日

以上